

# 令和3年度 事業計画書

生活介護事業所(共生型) MORE

## 1 法人理念および基本方針

(理念) 社会福祉法人 福角会は、「この子らを世の光に」の心を心として、全ての人たちが地域の中で安全で安心して暮らせる豊かな生活の実現を目指します。

(基本方針) 社会福祉法人 福角会が持つ機能と役割を十分発揮し、多種・多様化する地域のニーズへの対応と社会的・福祉的支援を必要とする利用児・者およびその家族へのサービス提供に応えます。併せて、地域福祉の拠点として、その役割と使命を果たし、社会・地域の福祉ニーズに即応した事業展開を図ります。

## 2 実施主体 社会福祉法人 福角会

## 3 事業名称 生活介護事業所(共生型) MORE

## 4 事業所在地 松山市福角町甲 1434 番地 1

## 5 事業概要 生活介護・共生型通所介護

## 6 敷地面積 1148.72 m<sup>2</sup>

## 7 建物構造 鉄骨造平屋建 建築面積 386.28 m<sup>2</sup>

## 8 事業所の基本方針

(1)心身の健康維持・増進を図る。

(2)いつまでも「もっと(MORE)」の想いに寄り添いながら、その人らしい人生(生活)をサポートする。

(3)生きがいや意欲・安心感をもって通うことができる「居場所」となる。

(4)「居場所」を拠点とした上で、社会参加・社会生活の推進を図る。

(5)基本的人権を尊重し、権利侵害を防止すると共に、意思決定支援の充実を図る。

(6)地域の方々に愛され、必要とされる事業所運営を目指す。

## 9 事業所の運営方針

### 9-1 生活介護

(1)利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時または一時的な介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動・社会体験活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

(2)事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

(3)事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(4)事業の実施に当たっては、前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例並びに松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める内容のほかその他関係法令等を遵守するものとする。

### 9-2 共生型通所介護

(1)要介護状態の利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他の必要な援助を行うものとする。

(2)利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

(3)利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- (4)事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (5)提供の終了に際しては、利用者又はその家族等に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。
- (6)事業の実施に当たっては、「松山市指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に定める内容のほかその他関係法令等を遵守するものとする。

## 10 事業所の重点目標(取組み内容)

### 10-1 生活介護

#### (1)日中活動支援

- ・利用者一人ひとりが、生きがいややりがいを実感できるよう、その人らしい役割や出番をもち、主体的に活動できるよう支援を行う。
- ①趣味(創作)活動
  - ・自己を表現する喜びや感覚的な刺激を通して、豊かな感性を培うと共に、活動の幅を広げる。(絵画・陶芸・工作・書道・園芸等)
- ②音楽活動(ミュージックケア)
  - ・心地よい刺激を取り入れながら、楽しく身体を動かしつつ、自己表現できる機会を提供する。
- ③健康活動
  - ・健康維持・向上を目的とし楽しみながら身体を動かす機会を提供する。(ウォーキング・レクリエーション等)
  - ・作業療法士によるリハビリを提供する。
- ④調理活動
  - ・お菓子作り等、楽しみのある調理機会を提供する。
- ⑤リラクゼーション
  - ・足浴や手浴、マッサージ等を通じて、リラックスした時間を提供し、緊張の緩和を図る。
- ⑥各種イベント
  - ・季節感を味わうことができるイベントを企画し、楽しみやメリハリのある生活を提供する。
- ⑦社会参加・外出活動
  - ・利用者のニーズに基づき、外出体験活動を提供する。
  - ・利用者の希望を尊重し、主体的に活動を選択できるよう支援する。

#### (2)健康管理

- ・嘱託医・看護師およびご家族等と連携を図り、健康状態の把握・維持向上に努める。

#### (3)食事支援

- ・食事を通して健康維持・増進を図ることができるよう給食を提供する。
- ・利用者の嗜好や希望に基づき、楽しみのある食事機会を提供する。

#### (4)入浴支援

- ・希望者に対し、入浴サービスを提供する。
- ・心身の状態に応じ、安心で快適な入浴を提供できるよう努める。

#### (5)送迎支援

- ・安全を最優先に送迎支援を提供する。

#### (6)地域交流・地域貢献

- ・地域行事や地域清掃活動等を通じて、地域住民との交流を積極的に図っていく。
- ・地域住民へ事業所が所有する機能を開放する。

#### (7)情報公開

- ・ホームページや広報誌を通じて、積極的に情報を公開する。

#### (8)関係機関との連携

- ・関係機関・関係者との連携を図りつつ、適切なサービス提供に努める。

#### (9)人材育成

- ・人事考課マニュアルを適切に運用し、人材育成や能力の開発・意欲向上に繋げるよう努める。
- ・メンター制度並びに採用時研修により、新任職員等の育成や職場への定着を図る。

## 10-2 共生型通所介護

### (1)入浴サービス

- ・希望者に対し、入浴サービスを提供する。
- ・心身の状態に応じ、安心して快適な入浴を提供できるよう努める。

### (2)給食サービス

- ・食事を通して健康維持・増進を図ることができるよう給食を提供する。
- ・利用者の嗜好や希望に基づき、楽しみのある食事機会を提供する。

### (3)生活指導(相談・援助等) レクリエーション

- ・利用者一人ひとりが、生きがいややりがいを実感できるよう、その人らしい役割や出番をもち、主体的に活動できるように支援を行う。

#### ①趣味(創作)活動

- ・自己を表現する喜びや感覚的な刺激を通して、豊かな感性を培うと共に、活動の幅を広げる。(絵画・陶芸・工作・書道・園芸等)

#### ②音楽活動(ミュージックケア)

- ・心地よい刺激を取り入れながら、楽しく身体を動かしつつ、自己表現できる機会を提供する。

#### ③調理活動

- ・お菓子作り等、楽しみのある調理機会を提供する。

#### ④リラクゼーション

- ・足浴や手浴、マッサージ等を通じて、リラックスした時間を提供し、緊張の緩和を図る。

#### ⑤各種イベント

- ・季節感を味わうことができるイベントを企画し、楽しみやメリハリのある生活を提供する。

### (4)機能訓練

- ・健康維持・向上を目的として楽しみながら身体を動かす機会を提供する。(ウォーキング・レクリエーション等)
- ・作業療法士によるリハビリを提供する。

### (5)健康チェック

- ・看護師によるバイタルチェック

### (6)送迎

- ・送迎車による送り迎えの実施

## 11 営業時間等

事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

### (1)営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日及び年末年始については土曜日等に振り替えて実施することもある。

### (2)営業時間

午前 9 時から午後 5 時までとする。

### (3)サービス提供時間

午前 10 時から午後 3 時までとする。

## 12 利用者定員

30 名(共生型通所介護と生活介護の利用者数を合計)

13 行事計画等(生活介護・共生型通所介護)

月	行事関係	研修等
4	開所式 避難訓練【火災】	内部研修「MORE 開設にあたって」 法人新任研修Ⅰ「社会人としてのマナー」 法人新任研修(4～5月) 「法人の理念と福祉職員としての心構え」 「就業規則・各規定の説明」「人材育成への取り組みについて」 法人普通救命救急講習(4～7月)
5	歯科検診(希望者)	内部研修「危機管理研修」 法人新任研修Ⅱ兼中堅研修Ⅰ 「利用児・者主体の支援について」「チームワーク研修」 法人中堅研修(5～7月) 「福角会の中堅職員に求められる役割」 「人材育成への取り組みについて」 法人幹部研修(5～7月) 「福角会の幹部職員に求められる役割」 「人材育成への取り組みについて」
6	避難訓練【大雨・水害】 健康診断(利用者・職員)	内部研修「衛生管理(食中毒予防)」 法人中堅研修Ⅱ兼幹部研修Ⅰ「コミュニケーション研修」
7		内部研修「人権研修(虐待・身体拘束防止)」 法人全階層研修Ⅰ「リーダーシップ」
8	夏祭り	内部研修「リスクマネジメント研修」 法人新任研修Ⅲ「リスクマネジメント研修」
9	バーベキュー	内部研修「健康管理・てんかん発作」 法人中堅研修Ⅲ 「利用児・者主体の支援について」「危機管理研修」
10	も・あーと展(日中活動見学会:1週間)	内部研修「衛生管理(感染症予防)」
11	総合防災訓練【地震】	内部研修「リハビリ研修」 法人幹部研修Ⅱ「労務管理研修」
12	忘年会 クリスマス会	内部研修「ミュージックケア研修」 法人全階層研修Ⅱ「メンタルヘルス研修」
1	新年会	内部研修「人権研修(ユマニチュード)」 法人一般事業主行動計画「ワークライフバランスについて」
2	避難訓練【火災】	内部研修「介護技術研修」 法人幹部研修Ⅲ「人事管理研修」
3	送別会 次年度事業概要説明会	内部研修「初年度を振り返って」
他	外出体験活動 利用者意見交換会 誕生日祝い・還暦祝い等(随時) 採用時研修(随時)	

【会議関係】

会議名	構成	時期	内容
職員会(出張報告会含む)	全職員	毎月	勤務・行事・情報共有・全体協議
運営委員会	主任以上	毎月	運営に関すること全般
個別調整会議	管理者・担当者・生活相談員 その他必要な職種	個別 随時	個々の利用状況・支援状況について 個別支援計画・モニタリングについて
健康生活委員会	管理者・ユニット責任者・看護師 栄養士・作業療法士・担当者	毎月	食事全般に関すること リハビリ・健康管理に関すること
看護師等連絡会	関係事業所の看護師等	毎月	利用者の健康状態等の共有
身体拘束廃止委員会	管理者・係長・虐待防止責任者 看護師・その他必要に応じ召集	3ヶ月毎	身体拘束廃止に向けて 事例検討・検証等

## 14 活動内容および支援内容

### 日中活動

#### (1) 日中活動支援

利用者お一人おひとりに主体的に過ごしていただけるよう、多様なプログラムを用意し、個々の意思に基づいた活動を提供できるよう努める。また、事業所内で支援を完結させることなく積極的に外へ足を運び、社会の一員としての自覚をもち、生きがいを感じることができるよう支援を行う。

##### 【生活介護】

- ①趣味(創作)活動 : 絵画・工作・書道・園芸等
- ②音楽活動 : ミュージックケア・カラオケ等
- ③健康活動 : ウォーキング・各種体操・レクリエーション(室内ゲーム等)等
- ④調理活動 : おかし作り等
- ⑤リラクゼーション : 足浴・手浴・マッサージ等
- ⑥外出体験活動 : 映画・外食・温泉・果物狩り・ショッピング等
- ⑦各種イベント : 歓迎会・忘年会・新年会・送別会等
- ⑧入浴支援 : 希望者に対して入浴支援を行う。(介護リフト付浴槽あり)

##### 【共生型通所介護】

- ①趣味(創作)活動 : 絵画・工作・書道・園芸等
- ②音楽活動 : ミュージックケア・カラオケ等
- ③調理活動 : おかし作り等
- ④リラクゼーション : 足浴・手浴・マッサージ等
- ⑤各種イベント : 歓迎会・忘年会・新年会・送別会等

### 健康生活

#### (1) 健康管理(医務)

家庭等や居宅介護支援事業所等との連携を図りながら、利用者個々の健康状態の把握に努めると共に、健康状態の維持・向上を図る。

- ①体調管理 : バイタルチェック(日々)・体重測定(毎月)・水分補給(日々)
- ②健康診断 : 希望者に対して健康診断を実施する。(実費負担)
- ③歯科検診 : 希望者に対して歯科検診を実施する。(実費負担)
- ④与薬管理 : 与薬マニュアルに基づき、適切に管理・服薬を行う。
- ⑤口腔ケア : 食前の唾液マッサージ・食後の口腔ケア
- ⑥感染症予防 : 基本対策の徹底(手洗い・消毒・換気等)・感染拡大防止(マニュアルに沿った対応)
- ⑦連携 : ご家族・居宅介護支援事業者・主治医・嘱託医・その他関係事業者等

#### (2) 食生活

食事を通して健康維持・増進を図る。また、安心感・楽しみのある食事を提供する。

- ①食事提供 : 適温での提供・個々のペースや食事形態への配慮等
- ②楽しみのある食事 : リクエスト献立・季節を感じるメニュー・嗜好調査の実施等
- ③食事環境 : 献立等の情報提供・支援状況も含めた心地よい食事環境の提供等
- ④衛生管理 : 調理員の腸内細菌検査(毎月)および、ノロウイルス検査(12月・1月)  
基本対策の徹底・原材料および調理済み食品の保存(-20℃以下・2週間)等  
食堂・厨房等の害虫駆除(毎月)

#### (3) リハビリ

機能訓練を通して、機能維持・向上を目指す。

- ①機能訓練 : 希望者に対し、作業療法士によるリハビリを提供する。
- ②助言・指導 : 作業療法士による生活上の助言や指導を行う。
- ③生活支援 : 助言等に基づき、日常生活における支援や運動機会を提供する。

## 事業所内行事

### (1)各種イベント

利用者の意見を取り入れながら、季節感や満足感を味わうことができるイベントを企画し開催する。

#### 【年間行事】

月	活動	月	活動
4	開所式	1	新年会
8	夏祭り	3	送別会
12	クリスマス会		

※感染症の状況等により、開催の有無、開催方法等、変更の可能性あり。

## 社会生活

### (1)外出体験

社会資源を活用し、生きがい・楽しみのある生活を提供する。

#### 【活動内容】

映画・ボウリング・温泉・プール・買物・果物狩り・外食・カラオケ 等

### (2)事業所外行事

月	活動
5	愛媛県障がい者スポーツ大会
9	バーベキュー
12	忘年会

※感染症の状況等により、開催の有無、開催方法等、変更の可能性あり。

## 地域交流

### (1)広報

事業所の情報を積極的に配信し、利用者および事業所への理解を深めていただくと共に、情報開示により透明性のある事業所を目指す。

- ①ホームページ：魅力あるホームページを目指し、日々の様子等を随時更新する。
- ②広報誌：年3回、広報誌を発行する。
- ③その他：個人情報提供同意書に基づき、個人情報の管理徹底を図る。

### (2)ボランティア等の受入

ボランティアやインターンシップ等、積極的に受け入れを行う。

### (3)地域交流

- ①地域行事：地域行事に関する情報を収集し、積極的な参加や関わりを行っていく。
- ②地域貢献：地域清掃等、地域への貢献活動を接触的に行う。

## 送迎・車両管理

### (1)送迎

安心・安全を最優先に送迎支援を行う。

- ①送迎ルート：送迎時間等の連絡・送迎ルートの調整
- ②送迎体制：運転手・添乗者の2名での送迎体制を原則とする。
- ③安全運転：運転業務・添乗業務に関する指導・啓発
- ④安全管理：ドライブレコーダーの設置・事故発生時の対応

### (2)車両管理

- ①車両点検：日々の点検・定期点検等を確実に実施する。
- ②車両清掃：気持ちよく乗車いただけるよう車両清掃を随時行う。

## 地域連携

利用者個々のニーズに基づき、満足感・充実感のある利用をいただくために、相談支援専門員ならびにケアマネジャー等、関係者との連携を密に図っていく。

## 家族支援

### (1)も・あーと展(日中活動見学会)

活動見学会および作品展示会を1週間開催し、ご都合の良い時間に合わせてご参加いただく。

### (2)次年度事業概要説明会

次年度の事業計画説明等を行う。

## 15. 苦情受付

MORE における苦情や相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

担当名	担当者名	役職	住所	連絡先
苦情解決責任者	青野 一	施設長	松山市福角町甲1434 番地 1 MORE	089-909-3646 h-aono@hukuzumikai.com
苦情受付担当者	中平 華奈	支援係長		089-909-3646 k-nakahira@hukuzumikai.com
第三者委員	小林 保一	福角会監事	松山市吉藤2-17-46	089-922-5265
	八木 孝教	福角会 評議員選任・解任委員	松山市堀江町甲1378番地5	089-979-0405

### 【行政機関その他の苦情受付機関】 (生活介護:障害福祉サービス関係)

愛媛県保健福祉部障がい福祉課	所在地 松山市一番町 4-4-2 電話番号 089-912-2420
松山市保健福祉部障がい福祉課	所在地 松山市二番町 4-7-2 電話番号 089-948-6719
愛媛県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 松山市持田町 3-8-15 電話番号 089-998-3477

### 【行政機関その他の苦情受付機関】 (通所介護:介護保険サービス関係)

松山市介護保険課業者指定・指導担当	所在地 松山市二番町 4-7-2 電話番号 089-948-6968
愛媛県社会福祉協議会 愛媛県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 松山市持田町 3-8-15 電話番号 089-998-3477
愛媛県国民健康保険団体連合会 介護福祉班	所在地 松山市高岡町 101-1 電話番号 089-968-8700

## M O R E 職 員 行 動 規 準

MORE を利用する全ての人たちが、人間としての尊厳が認められ、豊かな人生を自己実現できるように支援し、サービスの提供をすることが私たちの責務です。そのために、私たちは支援者として確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果さなければなりません。

ここに私たちは就業規則を遵守するとともに、MORE 職員行動規準を定め、全職員が実行します。

### 基本姿勢について

- 私たちは、利用者の基本的人権の尊重を第一主義として、あらゆる場面でこれらが損なわれることのないよう支援とサービスの提供を行います。
- 私たちは、施設の主体は利用者であることを常に自覚し、それぞれの個性や心身の状況及び希望等に基づいて、個別的に支援とサービスの提供を行います。
- 私たちは、利用者に対して体罰や暴言等を行いません。
- 私たちは、利用者へ行う支援やサービス提供について、事前に説明し了解を得てから行います。
- 私たちは、利用者の苦情や要望を聞き、適切に応えます。
- 私たちは、利用者が市民又地域住民として地域社会の中で受け入れられ、その交流が促進されるように、あらゆる機会を通して支援します。

- 私たちは、互いに専門性を認め合い、相互の連携を密にし、良好なチームワークの確立に努めます。

#### 利用者について

- 私たちは、いかなる場合でも人と人のかかわりを基本として、支援とサービスの提供を行います。
- 私たちは、利用者に対処かつ正確な情報提供を行うとともに、ひとりひとりの思いや声を聞き、その個性や心身の状況及び希望を尊重し、適切かつ誠意をもって対応します。
- 私たちは、利用者の生活習慣及び生活歴をよく知り、できる限り尊重します。
- 私たちは、利用者に対して積極的に言葉かけをし、相手の話に耳を傾け、行動に気を配ります。
- 私たちは、職員主体の指示や強要ではなく、本人の意思を尊重して支援とサービスの提供を行います。
- 私たちは、意思や欲求の表現が困難な利用者に対し、専門的支援により、できるだけその意思や欲求を汲み取れる努力をします。
- 私たちは、利用者に対して社会的に不適応とされる行動の軽減を図るために、適切な支援を行います。
- 私たちは、利用者の現状のみに捉われることなく、明確な将来的ビジョンを持って支援とサービスの提供を行います。
- 私たちは、常に言葉遣いに気を配り利用者と呼ぶ際には「○○さん」と敬称を付けることを基本とします。
- 私たちは、利用者のQOL向上を図るため、施設環境を整え、社会資源を有効に活用します。
- 私たちは、利用者の人権やプライバシー保護に最大限の配慮を行います。
- 私たちは、利用者の情報について決して外部に流失しないようにします。これはMOREの職員でなくなっても守ります。
- 私たちは、利用者が楽しく又おいしく食事ができるための環境作りを常に心掛けます。
- 私たちは、利用者の衛生面の配慮を徹底するとともに、健康上又心身の状況等から、食事に配慮が必要な場合は、適切な食事の提供に心掛けます。
- 私たちは、利用者が快適で健康的な生活が送れるよう心掛け、ひとりひとりの健康に配慮するとともに、事故防止に留意した支援とサービスの提供を行います。
- 私たちは、利用者の趣味・スポーツ活動の充実を図り、文化的な生活が送れるよう支援とサービスの提供を行います。
- 私たちは、利用者に対して希望を聞き、外出の機会を確保します。

#### 利用者の家族等について

- 私たちは、利用者の家族等へ正確な情報を提供し、相互信頼を深める努力を怠りません。
- 私たちは、家族等の秘密を守りプライバシーの保護に努めます。又知り得た秘密を決して外部に流失しないようにします。これはMOREの職員でなくなっても守ります。
- 私たちは、家族等からの意見や相談に誠意をもってのぞみ、適切に対応します。

#### 地域社会等について

- 私たちは、地域社会へあらゆる手段をもって情報を発信し利用者個々や施設全体の理解を得ることに努めます。
- 私たちは、利用者の生活又行動の範囲を広げ、社会とのつながりを深めるために、利用者のニーズに応えられるよう様々な社会資源の活用を努めます。
- 私たちは、専門的な知識や設備機能を地域社会のニーズに応じて提供し、相互に理解を深めるよう努めます。
- 私たちは、ボランティア・見学者及び実習生等に対し、利用者への正しい理解を促し、利用者とのかかわりが円滑に行われるよう配慮します。
- 私たちは、地域社会の信頼が得られるよう、社会人又専門職としての良識ある行動をします。